

広島県告示第千二百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和五年十一月十三日までの間、縦覧に供する。

令和五年十月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道向島循環線	尾道市向島町字西ヶ谷二二九六四番一地从先から尾道市向島町字西ヶ谷二二九六四番一地向先まで	令和五年一〇月三〇日